

**令和6年度**

**京都府社会福祉施設等**

**生産性向上・人手不足対策事業費補助金**

**(生産性向上に向けた環境整備事業)**

**<申請の手引き>**

**申請受付期間**

**令和6年11月1日(金)~11月29日(金)**

**京都府健康福祉部**

## 1 趣旨

今後、日本の総人口が減少に転じていく中で、現役世代（＝働き手世代）の割合が急減し、75歳以上の高齢者人口割合が増加していくことが予想されています。福祉事業者においては、今後は働き手が減っていくことを前提に、増加・多様化する福祉ニーズに対応し、利用者の方によりよい福祉サービスを提供していく必要があります。

こうした中、将来的な事業運営を見据え、施設・事業所が、業務見直しや職場環境の見直しを図り、福祉サービスの質の向上を図る「生産性向上」の取組を推進していくことが重要であると考えます。

本事業は、まず福祉事業所に、セミナーで生産性向上の重要性や取組方法を学んでいただき、事業所でどのような取組が必要か検討いただいた上で、取組を進めるにあたって必要な環境整備について経費の支援を行うものです。事業所において、今後も持続的に「生産性向上」に取り組んでいただく契機となるよう、福祉事業所の「生産性向上」の取組をソフト・ハード両面から推進していきます。

## 2 事業概要

### (1) 補助対象者

以下の①～③すべての要件を満たすものについて、本事業の補助対象者となります。

#### ① 京都府内（京都市内を除く）で社会福祉施設等を運営する者

介護サービス事業者等	京都府内 <u>（京都市内を除く）</u> でサービス提供・運営する施設・事業所 ※地方自治体の一般会計で直接運営する施設等でない者
障害者施設等	
児童養護施設等	
保育所等	京都府内 <u>（京都市内含む）</u> で私立の保育所・幼保連携型認定こども園を運営する者

※ 施設・サービス種別等の詳細は、要領第2条第1項第1号から第3号をご確認ください。

#### ② きょうと福祉人材育成認証制度の宣言・認証・上位認証法人である者

・きょうと福祉人材育成認証制度については、以下のHPをご覧ください。

<https://kyoto294.net/welfare/seido/>

・「きょうと福祉人材育成認証制度」宣言事業所の登録に関するお問い合わせについては、京都府福祉人材サポートセンター事務局（電話番号 075-693-8703）までご連絡ください。

また、宣言事業所の登録期間は2年間となっており、補助対象期間中に登録期限が到来する場合は、宣言更新手続きが必要となりますので、ご注意ください。



③京都府社会福祉協議会が11月13日（水）、15日（金）に実施する「生産性向上推進セミナー」を受講し（受講見込み含む）、業務改善計画を策定し取組を進める者

- ・ 両日ともオンライン及び現地のハイブリッド形式で開催します。
- ・ セミナーの内容については、以下のHPを確認してください。  
[R6年度 京都府チラシ \(kyoshakyo.or.jp\)](http://kyoshakyo.or.jp)
- ・ 11月13日（第1回目）と11月15日（第2回目）は内容が異なります。1日だけの参加、両日の参加どちらも可能です。（1日だけの参加でも補助金申請は可能です）
  - 11月13日（第1回目） これから生産性向上の取組・検討を始める事業所向け
  - 11月15日（第2回目） すでに生産性向上の取組を始めており、さらにステップアップしたい事業所向け
- ・ 事業所で効果的に取組を進めていただくために、経営層及び現場リーダーの2名による参加を推奨しています。
- ・ セミナーは、原則として事業所ごとに受講いただく必要があります。
- ・ セミナーは、以下の京都府福祉人材・研修センターHPから申し込んでください。（先着順）
  - 11月13日（第1回目） <https://fukujob.kyoshakyo.or.jp/event/9321/>
  - 11月15日（第2回目） <https://fukujob.kyoshakyo.or.jp/event/9328/>

(2)補助対象事業、補助率、補助上限額等

申請期間	令和6年11月1日（金）から令和6年11月29日（金）まで
補助対象期間	原則として、補助金交付決定日（※）から令和7年2月28日（金）まで ※ 令和6年10月3日以降に実施している事業について、事前着手届を提出された場合は、事前着手が可能です。 <u>ただし、交付決定前に事前着手されても交付を保証するものではありません。</u>
補助対象事業	「生産性向上推進セミナー」の内容を踏まえ、業務改善計画を策定して実施する生産性向上のための環境整備にかかる経費
補助率	3／4以内
補助上限額	1事業所あたり200万円（税抜き） ※ 1法人で複数事業者申請することも可能 ※ 補助金額は千円未満切り捨て

※ 要件を満たす申請が予算額を超えた場合は、交付額の調整（減額）を行うことがあります。

### (3) 補助対象経費

補助対象者	補助基準額	補助対象経費	補助率
介護サービス事業者等 障害者施設等 児童養護施設等 ※京都市内を除く	生産性向上に取り組むために必要な環境整備として、次に掲げる機器等を導入する事業 1 事業所当たり 2,000 千円 ア ICT機器等 イ 介護ロボット等 ウ その他、従事者の身体的負担の軽減及び業務の効率化に有効な機器等	・備品購入費 ・使用料 ・賃借料 ・設置工事費及び初期設定に要する費用 ・その他知事が補助対象経費と認める経費 ※ メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の通信費、運搬費、保険料、消費税及び地方消費税を除く。	3/4 以内
私立の保育所・幼保連携型認定こども園 ※京都市内含む	生産性向上に取り組むために必要な環境整備として、見守り機器（園内の安全を確認するための機器等（見守りカメラ及び映像を確認するためのモニター、タブレット、スマートフォン等））及び導入経費等）を導入する事業 1 事業所当たり 2,000 千円	・備品購入費 ・使用料 ・賃借料 ・設置工事費及び初期設定に要する費用 ・その他知事が補助対象経費と認める経費 ※ メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の通信費、運搬費、保険料、消費税及び地方消費税を除く。	3/4 以内

- ・対象経費等の詳細は、要領別表 2 をご確認ください。
- ・消費税は補助対象外です。
- ・対象経費については、原則として、補助対象期間内に発注・契約を行い、納品支払いの全てを完了し、帳簿・証憑等によりその事実が確認できることが必要です。
- ・国、京都府、他の機関が実施する他の制度において併願が認められる場合にあつては、併願申請は可能です。ただし、他の補助金、助成金等の交付を受けている費用については、補助対象経費に計上できませんので御注意ください。
- ・見守りカメラ等設置される場合は、利用者のプライバシーに配慮するようにしてください。
- ・使用料（機器のリース料・レンタル料）は、機器導入時から事業実施期間中の使用料を補助対象経費とします。

### 3 スケジュール

下記スケジュールはあくまで想定であり、日程が前後する可能性があります。

- (1) 申請受付期間 令和6年11月1日（金）から令和6年11月29日（金）まで
- (2) セミナー 令和6年11月13日（水）、11月15日（金）
- (3) 事業実施期間 交付決定日（令和7年1月頃）から令和7年2月28日（金）まで

- ※ 令和6年10月3日以降に実施している事業について、事前着手届を提出された場合は、事前着手が可能です。ただし、交付決定前に事前着手されても交付を保証するものではありません。
- ※ 実績報告は、事業完了日から起算して14日を経過した日又は令和7年2月28日のいずれか早い日に提出してください。

### 4 交付申請手続き

(1) 提出書類（様式は京都府HPからダウンロードしてください。）

- ・ 交付申請は、法人単位とします。ただし、分野の異なる複数の事業所（例えば、介護サービス事業所と保育園について補助金申請しようとする場合等）について補助金を申請される場合は、分野ごとに申請書を作成し、(2)の書類提出先にそれぞれ提出してください。
- ・ 1法人で複数事業所（施設）について申請することも可能です。その場合、事業計画書、所要額調書等、収支予算書、導入する機器のカタログ等、導入する機器の見積書（写し）等は事業所ごとに別葉としてください。
- ・ 提出部数は各1部とします。

	提出書類	様式集番号	備考
1	交付申請書	01	・ 法人ごとに作成
2	所要額調書	02	・ 事業所（施設）ごとに作成
3	事業計画書等（業務改善計画）	02-1	・ 事業所（施設）ごとに作成
4	収支予算書	08	・ 事業所（施設）ごとに作成
5	導入する機器のカタログ等	—	・ 事業所（施設）ごとに作成 ・ 該当箇所に付箋やラインマーカー等で印を付けてください。 ・ 設置工事を伴う場合は図面等を添付ください。
6	導入する機器の見積書（写し）等	—	・ 事業所（施設）ごとに作成
7	口座登録申出書	09	・ 法人ごとに作成
8	委任状	10	・ 補助金の受領委任をする場合に作成
9	事前着手届	11	・ 交付決定前に着手する場合に作成
10	申請者基本情報	13	・ 障害者支援施設のみ作成

## (2) 提出方法・提出先

- ・申請書類は下記「書類提出及び問合せ先」までメール、郵送又は持参により提出してください。メールで提出する場合の件名は「R6 生産性向上・人手不足対策補助金・〇〇（事業所名）」としてください。
- ・郵送又は持参による提出の場合、「交付申請書」「事業計画書等（業務改善計画）」については、データをメールで送信してください。メールで提出する場合の件名は「R6 生産性向上・人手不足対策補助金・〇〇（法人名）」としてください。

### 【書類提出及び問合せ先】

#### ●介護サービス事業所等

京都府 健康福祉部地域福祉推進課 福祉人材・法人指導係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-4675

FAX：075-414-4615

E-mail：[chifukuhojo@pref.kyoto.lg.jp](mailto:chifukuhojo@pref.kyoto.lg.jp)

#### ●障害者施設等

京都府 健康福祉部障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-4600

FAX：075-414-4597

E-mail：[shogaishien@pref.kyoto.lg.jp](mailto:shogaishien@pref.kyoto.lg.jp)

#### ●児童養護施設等

京都府 健康福祉部家庭・青少年支援課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-4306

FAX：075-414-4792

E-mail：[kateishien@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kateishien@pref.kyoto.lg.jp)

#### ●保育園等

京都府 健康福祉部こども・子育て総合支援室保育・子育て支援係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-4591

E-mail：[kodomo@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kodomo@pref.kyoto.lg.jp)

## (3) 提出期限

令和6年11月29日(金) 17時 (必着)

## 5 その他留意事項

### (1) 事業計画の変更等

交付申請後、以下の場合等は、手続きが必要となりますので、必ず京都府の担当者宛て事前にご相談の上、必要書類を提出してください。

- ・ 事業計画の変更
- ・ 事業の中止、廃止
- ・ 地位の承継
- ・ 事業の遅延

### (2) 補助金の交付決定

提出された交付申請書の内容を審査の上、交付決定額を文書により通知します。

### (3) 事業実施期間

事業実施期間は、原則として交付決定日（令和7年1月頃）から令和7年2月28日（金）までとします。令和6年10月3日以降に実施している事業について、事前着手届を提出された場合は、事前着手が可能です。ただし、交付決定前に事前着手されても交付を保証するものではありません。

### (4) 実績報告

実績報告は、事業完了日から起算して14日を経過した日又は令和7年2月28日のいずれか早い日に提出してください。

### (5) 補助金の額の確定

提出された実績報告書の内容を審査の上、確定した交付額を文書により通知するとともに補助金の交付を行います。

### (6) 事業効果の報告、公表等

事業効果を検証するために、実績報告書とは別に事業効果について報告をお願いすることがあります。また、事業内容や事業所名を公表する可能性があります。

### (7) その他

- ・ 本補助金の交付決定後、実施要領等に反する事実や虚偽の申請その他申請要件を満たさないこと又は補助金の交付額が過大であったことが発覚した場合は、補助金を返還いただきます。
- ・ 本補助金の審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報（個人情報を含む。）が京都府関係機関及び京都府社会福祉協議会に提供される場合があります。
- ・ 本補助事業の監理・評価・検証に必要な限度で、京都府の関係部局及び京都府社会福祉協議会との間で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報が共有される場合があります。

**京都府社会福祉施設等  
生産性等向上・人手不足対策事業費補助金  
交付要領**



## 京都府社会福祉施設等生産性向上・人手不足対策事業費補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 知事は、物価高騰等の影響を踏まえ、社会福祉施設等が業務効率化及び職員の負担軽減を図り、働きやすい職場環境を整備するため、社会福祉施設等が行う生産性向上の取組を推進するための経費に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要領において、「社会福祉施設等」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事業所及び施設をいう。

- (1) 介護サービス事業所等 別表1の1の項の事業所及び施設欄に掲げるサービスを提供する事業所及び施設
- (2) 障害者施設等 別表1の2の項の事業所及び施設欄に掲げるサービスを提供する事業所及び施設
- (3) 児童養護施設等 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童心理治療施設
- (4) 保育所等 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び同法第3条第1項の認定を受けた保育所

2 この要領において、「ICT機器等」とは、情報端末(タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム)、ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、通信環境機器等導入経費をいう。なお、通信環境機器等導入経費については、情報端末及びソフトウェアの導入に必要なものに限る。

3 この要領において「介護ロボット等」とは、次に掲げる全ての要件を満たす機器をいう。

- (1) 日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。
- (2) ロボット技術(センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。
- (3) 販売価格が公表され、かつ、広く販売されていること。
- (4) 電気用品安全法(PSE)認証、Sマーク、電磁両立性(EMC)試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されているものであること。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は次に掲げる事業とする。

(1) 生産性向上の取組を普及する研修等事業

社会福祉施設等における生産性向上の取組の推進に資する研修会等の開催

(2) 生産性向上に向けた環境整備事業

前号の事業に参加した社会福祉施設等が、前号の事業成果を踏まえて実施する生産性向上の取組に必要な環境整備

2 前項に規定する補助対象事業のうち、交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助基準額、補助対象経費及び補助率は、別表2に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金その他の給付金の交付を受けて実施する事業については、補助金の対象としない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表2に定める事業ごとに、補助対象経費に補助率を乗じて得た額及び補助基準額を比較していずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前着手)

第5条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合（当該事業に係る契約を締結した場合を含む。）は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、当該事業に係る補助金の交付の申請をしようとする日の属する年度の10月3日から当該申請に係る補助金の交付決定前までに当該事業を実施しようとする場合（当該事業に係る契約を締結しようとする場合を含む。）において、別に定める事前着手届を知事に提出して、その承認を受けたときは、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 規則第5条第1項に規定する申請書は、次の各号に定めるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(1) 生産性向上の取組を普及する研修等事業 別記第1号様式

(2) 生産性向上に向けた環境整備事業 別記第2号様式

(交付決定等)

第7条 知事は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第6条に規定する交付決定の通知を行うものとする。

(補助事業の変更の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式を知事に提出して、その承

認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第9条 補助事業者が、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(地位の承継)

第10条 補助事業者の地位は、合併又は分割その他特別の理由がある場合に限り、承継することができる。

2 前項の規定により補助事業者の地位を承継しようとする者は、その事実を証する書面を添えて、知事が別に定める申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事が別に定める様式による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条に規定する実績報告書は、次の各号に定める様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める期日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(1) 生産性向上の取組を普及する研修等事業 別記第5号様式

(2) 生産性向上に向けた環境整備事業 別記第6号様式

(証拠書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)について、別記第7号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とし、同条第2号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 知事は、規則第19条の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることがで

きるものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 30 日から施行し、同年 10 月 3 日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

別表1（第2条第1号及び第2号関係）

区分	事業所及び施設
1 介護サービス事業所等	<p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）地域密着型特定施設入居者生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス、（介護予防）短期入所生活介護（空床型を除く。）、（介護予防）短期入所療養介護（空床型を除く。）、通所介護（通所型サービス（総合事業）を含む。）、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、訪問介護（訪問型サービス（総合事業）を含む。）、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、居宅介護支援（介護予防支援を含む。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護</p>
2 障害者施設等	<p>施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助、療養介護、短期入所（空床型を除く。）、宿泊型自立訓練、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援</p>

別表 2

補助対象事業	補助対象者	補助基準額	補助対象経費	補助率
1 生産性向上の取組を普及する研修等事業	社会福祉法人京都府社会福祉協議会	社会福祉施設等において生産性向上の取組を推進するため、研修会の開催及び研修会参加者に係る情報提供、啓発資材の作成及び相談に対応する事業 5,000 千円	謝金、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が補助対象経費と認める経費	10/10
2 生産性向上に向けた環境整備事業	(1) 京都府内（京都市内を除く。）に所在し、第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業所及び施設（地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。）を運営する者であって、きょうと福祉人材育成認証制度（福祉の人材の育成に係る認証のための制度として知事が別に定めるものをいう。以下「認証制度」という。）に基づき、福祉の人材の育成に取り組むことを宣言している者。	生産性向上に取り組むために必要な環境整備として、次に掲げる機器等を導入する事業 1 事業所当たり 2,000 千円 ア ICT 機器等 イ 介護ロボット等 ウ その他、従事者の身体的負担の軽減及び業務の効率化に有効な機器等	備品購入費、使用料、賃借料、設置工事費及び初期設定に要する費用（メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の通信費、運搬費、保険料、消費税及び地方消費税を除く。）、その他知事が補助対象経費と認める経費	3/4
	(2) 京都府内に所在する私立の保育所等を運営する者であって、きょうと福祉人材育成認証制度（福祉の人材の育成に係る認証のための制度として知事が別に定めるものをいう。以下「認証制度」という。）に基づき、福祉の人材の	生産性向上に取り組むために必要な環境整備として、見守り機器（園内の安全を確認するための機器等（見守りカメラ及び映像を確認するためのモニター、タブレット、スマートフォン等）及び導入経費等）を導入する事業 1 事業所当たり 2,000 千円	備品購入費、使用料、賃借料、設置工事費及び初期設定に要する費用（メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の通信費、運搬費、保険料、消費税及び地方消費税を除く。）、そ	3/4

育成に取り組むことを宣言している者。		の他知事が補助対象経費と認める経費	
--------------------	--	-------------------	--

**京都府社会福祉施設等  
生産性等向上・人手不足対策事業費補助金  
提出書類様式集**



年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

京都府社会福祉施設等生産性向上・人手不足対策事業費補助金  
（生産性向上に向けた環境整備事業）交付申請書

京都府社会福祉施設等生産性向上・人手不足対策事業費補助金交付要領に基づき、生産性向上に向けた環境整備事業について、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 円（1,000円未満切捨て）

2 添付書類

- (1) 所要額調書（別紙）
- (2) 事業計画等（別紙）
- (3) 収支予算書
- (3) 導入する機器のカタログ等
- (4) 導入する機器の見積書（写し）等
- (5) その他知事が必要と認める資料

所要額調書

法人名	
事業所名	
提供サービス	

第3条第1項第2号に掲げる事業

導入内容 (A)	単価 (B)	数量 (C)	補助対象経費 ((B) × (C) × 3/4) (D)	補助限度額 (E)	補助所要額 ((D)の合計又は (E)のいずれか低い額) (F)	区分 (G)	備考
	円		0円				
	円		0円				
	円		0円				
	円		0円				
	円		0円				
合計			0円	2,000,000円	0円		

- 注 1 (B)欄：補助対象経費のみを記載してください。
- 2 (G)欄：第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事業所及び施設においてはア（ICT機器等）、イ（介護ロボット等）、ウ（その他、従事者の身体的負担の軽減及び業務の効率化に有効な機器等）のいずれかを選択してください。  
第2条第1項第4号に掲げる施設においてはエ（見守り機器及び導入経費等）を選択してください。
- 3 複数の事業所で申請する場合には、事業所ごとに別葉としてください。

# 事業計画等（業務改善計画）

※申請対象となる事業所ごとに作成

## 【基本情報】

法人名		
事業所・施設名		
法人所在地	都・道 府・県	
事業所・施設 所在地	京都府	
提供サービス		

## 【担当者連絡先】

氏名		電話	
住所		メールアドレス	

【事業計画等】

1. 課題等

事業実施の背景・動機となる貴事業所の課題を記載してください。

2. 目標の設定と事業内容

(1) 事業の目標について、記載してください。(できるだけ数的な目標を設定してください。)

(2) 目標に向けた解決策を記載してください。

(3) (1) (2) の記載内容及び「生産性向上推進セミナー」で学んだ内容等を踏まえて、今回の事業の取組内容を具体的・詳細に記載してください。

(4) 今回の取組を継続することにより1年後(令和7年度末)、3年後(令和9年度末)に期待する効果を、数字的根拠等を踏まえ具体的に記載してください。

1年後

3年後

3. 事業に関する準備状況

事業の実施体制(取組体制、取組メンバー、外部の専門家の活用等)を記載してください。

4. 取組の持続性

今後も生産性向上の取組を持続していくためのポイントを記載してください。

5. 本事業実施に係る申請要件

(1) 「生産性向上推進セミナー」への参加状況

受講日:

受講者職・氏名:

(2) きょうと福祉人材育成認証制度の参画状況(※リストから選択)

事業計画等（業務改善計画）＜介護・障害・児童養護施設等記載例＞

※申請対象となる事業所ごとに作成

【基本情報】

法人名		
事業所・施設名		
法人所在地	都・道 府・県	
事業所・施設 所在地	京都府	
提供サービス		

【担当者連絡先】

氏名		電話	
住所		メールアドレス	

【事業計画等】

1. 課題等

事業実施の背景・動機となる貴事業所の課題を記載してください。

〇〇の業務について職員の身体的負担が大きい、記録作成時に何度も転記する必要があり時間がかかる、記録方法が人によって異なりスムーズな引継ぎが行えない、リーダーから職員に対して個別に指示をしており時間がかかる等課題となる状況を詳しく書いてください。

2. 目標の設定と事業内容

(1) 事業の目標について、記載してください。(できるだけ数的な目標を設定してください。)

1の課題を踏まえ、本事業をつうじて達成したい目標を記載してください。  
(例) 現在、〇時間かかっている〇〇作成業務を1か月あたり〇時間削減する、記録の電子化により紙の使用量を〇%削減する、記録作成の時間を一人当たり月〇時間削減する 等

(2) 目標に向けた解決策を記載してください。

2(1)に向けた課題の解決方法を記載してください。  
(例) 業務改善ソフト(シフト作成システム、勤務管理システム等)を導入する、見守り支援システムを導入する、タブレット端末による記録作成を導入する 等の手法を詳しく書いてください。

(3) (1) (2)の記載内容及び「生産性向上推進セミナー」で学んだ内容等を踏まえて、今回の事業の取組内容を具体的に・詳細に記載してください。

解決策を有効に実行していくため、事業所でどのようなステップを踏んで取り組んでいる(予定含む)か具体的に記載してください。(例) プロジェクト会議での取組の検討状況、機器選定方法、機器活用のルールづくり、職員への教育や周知をどのように行う予定か 等

(4) 今回の取組を継続することにより1年後(令和7年度末)、3年後(令和9年度末)に期待する効果を、数値的根拠等を踏まえ具体的に記載してください。

1年後

業務に要する時間の短縮や負担の軽減効果、介護従事者や利用者の満足度等具体的な評価指標に基づき、導入後見込まれる効果を記載してください。

3年後

3. 事業に関する準備状況

事業の実施体制(取組体制、取組メンバー、外部の専門家の活用 等)を記載してください。

業務改善や効率化のためのプロジェクトチームや生産性向上委員会を立ちあげて検討している、導入にあたっての職員向け研修を実施する など本事業の実施体制について記載してください。

4. 取組の持続性

今後も生産性向上の取組を持続していくためのポイントを記載してください。

プロジェクトチームによる協議を継続して行う、機器導入により業務マニュアルを見直し職員へ普及する、機器活用のための職員向け研修を実施する、職員や利用者へのアンケート調査を実施する など事業終了後も取組を継続するためのポイントについて記載してください。

5. 本事業実施に係る申請要件

(1) 「生産性向上推進セミナー」への参加状況

受講日:

受講者職・氏名:

(2) きょうと福祉人材育成認証制度の参画状況(※リストから選択)

事業計画等（業務改善計画）＜保育所等記載例＞

※申請対象となる事業所ごとに作成

【基本情報】

法人名		
事業所・施設名		
法人所在地	都・道 府・県	
事業所・施設 所在地	京都府	
提供サービス		

【担当者連絡先】

氏名		電話	
住所		メールアドレス	

【事業計画等】

1. 課題等

事業実施の背景・動機となる貴事業所の課題を記載してください。

園内の安全確認のための見守りについて、担当保育士の目視に加えて見守り機器等を補助的に用いることにより、安全性を高めるとともに、万が一事故等が起こった際の迅速な原因究明や振り返り・再発防止等に活用するなど、保育士等の負担軽減に繋げる

2. 目標の設定と事業内容

(1) 事業の目標について、記載してください。(できるだけ数的な目標を設定してください。)

保育室等の死角を減らすとともに、保育の検証等を実施

(2) 目標に向けた解決策を記載してください。

見守りカメラ等を導入する

(3) (1) (2) の記載内容及び「生産性向上推進セミナー」で学んだ内容等を踏まえて、今回の事業の取組内容を具体的・詳細に記載してください。

職員会議で見守りカメラ等の導入について、意見交換を行い、より施設に合った機器を導入する。導入後はより効果的な見守りが行えるよう利用ルールの作成・周知等を行う

(4) 今回の取組を継続することにより1年後(令和7年度末)、3年後(令和9年度末)に期待する効果を、数値的根拠等を踏まえ具体的に記載してください。

1年後

死角を減らすとともに、保育の検証等を実施

3年後

上記を続けることにより安全性の高い保育環境づくりに努める

3. 事業に関する準備状況

事業の実施体制(取組体制、取組メンバー、外部の専門家の活用等)を記載してください。

導入にあたり、利用ルールの作成及び職員向けの研修等を実施

4. 取組の持続性

今後も生産性向上の取組を持続していくためのポイントを記載してください。

継続して検証を行い、適宜安全性の向上のための研修や保育環境の見直しを実施

5. 本事業実施に係る申請要件

(1) 「生産性向上推進セミナー」への参加状況

受講日:

受講者職・氏名:

(2) きょうと福祉人材育成認証制度の参画状況(※リストから選択)



年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

京都府社会福祉施設等生産性向上・人手不足対策事業費補助金に係る変更承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定のあつた上記補助事業を下記のとおり変更したいので、京都府社会福祉施設等生産性向上・人手不足対策事業費補助金交付要領に基づき、承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更する時期

別記様式第4号（第9条関係）

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

京都府社会福祉施設等生産性向上・人手不足対策事業費補助金  
事業中止（廃止）承認申請書

京都府社会福祉施設等生産性向上・人手不足対策事業費補助金事業を下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、京都府社会福祉施設等生産性向上・人手不足対策事業費補助金交付要領に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 理由

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

京都府社会福祉施設等生産性向上・人手不足対策事業費補助金  
（生産性向上に向けた環境整備事業）実績報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定のあつた上記補助事業  
について、京都府社会福祉施設等生産性向上・人手不足対策事業費補助金交付要領に基づき、下記  
のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額	円
補助金精算額	円

2 添付書類

- (1) 所要額精算調書（別紙）
- (2) 収支決算書
- (3) 経費の支払を確認することができる資料（領収書（写し）等）
- (4) 導入した機器の写真（設置及び使用の状況を確認することができる資料）
- (5) その他知事が必要と認める資料

## 所要額精算調書

法人名

事業所名

提供サービス

## 第3条第1項第2号に掲げる事業

導入内容 (A)	単 価 (B)	数 量 (C)	補助対象経費 ((B) × (C) × 3/4) (D)	補助限度額 (E)	補助所要額 ((D)の合計又は (E)のいずれか低い額) (F)	区分 (G)	備 考
	円		0 円				
	円		0 円				
	円		0 円				
	円		0 円				
	円		0 円				
合 計			0 円	2,000,000 円	0 円		

注 1 (B)欄：補助対象経費のみを記載してください。

2 (G)欄：第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事業所及び施設においてはア（ICT機器等）、イ（介護ロボット等）、ウ（その他、従事者の身体的負担の軽減及び業務の効率化に有効な機器等）のいずれかを選択してください。  
第2条第1項第4号に掲げる施設においてはエ（見守り機器及び導入経費等）を選択してください。

3 複数の事業所で申請する場合には、事業所ごとに別葉としてください。

取得財産管理台帳

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管又は設置場所	備考
			円	円			
			円	円			
			円	円			

注 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には、区分して記載してください。

事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	内 訳
府 補 助 金		
補助対象事業に係る収入		
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	内 訳
補 助 対 象 経 費	備品購入費	
	使用料及び賃貸料	
	補助対象経費計(A)	
補助対象外経費(B)		
合 計 (A + B)		

注 1の「合計」欄の額と2の「合計(A+B)」欄の額は、一致させてください。

項目が不足する場合は必要に応じて追加してください。

# 口座登録申出書

年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

法人所在地又は個人住所 〒 \_\_\_\_\_

法人名（法人のみ） \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 \_\_\_\_\_

京都府社会福祉施設等生産性向上・人手不足対策事業費補助金については、下記口座に入金してください。

## 記

口座開設場所	銀行 信用金庫 農業協同組合	
	本店	支店
口座番号	普通	第 号
	当座	
口座名義	(フリガナ)	

- 注 1 楷書ではっきりと記入してください。
- 2 申立人と口座名義人が別人の場合は、別様式の委任状が必要です。（この場合、本様式は不要です。）

# 委任状

年 月 日

京都府知事 様

法人所在地又は個人住所 〒 \_\_\_\_\_

法人名（法人のみ） \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 \_\_\_\_\_



私は、下記の者を代理人と定め、京都府社会福祉施設等生産性向上・人手不足対策事業費補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

受任者 ※口座名義人と一致すること。

所在地 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 振込依頼先

金融機関名							
支 店 名							
預 金 種 別	普通 ・ 当座 ・ その他 ( )						
口 座 番 号							
(フリガナ) 口 座 名 義							



令和 年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

京都府社会福祉施設等生産性向上・人手不足対策事業費補助金事前着手届

京都府社会福祉施設等生産性向上・人手不足対策事業費補助金について、交付決定前に着手しますので、下記のとおり届け出ます。なお、事業実施に当たって京都府から指導がある場合はこれに従い、本件について交付決定がなされなかった場合や補助金の交付決定額が交付申請額に達しない場合においても、異議は申し立てません。

記

1 事前着手の理由

2 着手（予定）年月日 令和 年 月 日

事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	内 訳
府 補 助 金		
補助対象事業に係る収入		
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	内 訳
補 助 対 象 経 費	備品購入費	
	使用料及び賃貸料	
	補助対象経費計(A)	
補助対象外経費(B)		
合 計 (A + B)		

注 1の「合計」欄の額と2の「合計(A+B)」欄の額は、一致させてください。

項目が不足する場合は必要に応じて追加してください。

申請者基本情報<障害者施設等>

※申請対象となる事業所ごとに作成

法人名	
事業所・施設名	
事業所番号	
施設利用者数	
職員数（実数）	
職員数（常勤換算数）	